

X 新幹線鉄道振動の状況

1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されていないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県及び浜松市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和4年度に実施した調査の状況は、表X-1のとおりである。

表X-1 調査の実施状況

| 軌道中心からの距離 | 測定地点数 | | |
|-----------|-------|-----|----|
| | 県 | 浜松市 | 合計 |
| 25 m | 7 | 2 | 9 |
| 50 m | 7 | — | 7 |

2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）において、新幹線鉄道振動の指針値として70dBが示されている。

3 新幹線鉄道振動の調査結果

令和4年度調査において、軌道から25m及び50mの調査では全ての地点で指針値に適合した。

表X-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

| No. | 測定地点 | 地点側の軌道 (上下線別) | 指針値 (dB) | 軌道から25m | | 軌道から50m | |
|-----|----------|------------------|-------------|---------|----|---------|----|
| | | | | 評価値(dB) | 適否 | 評価値(dB) | 適否 |
| 1 | 三島市加茂川町 | 下 | 70 | 58 | ○ | 54 | ○ |
| 2 | 沼津市西沢田 | 上 | 70 | 61 | ○ | 65 | ○ |
| 3 | 藤枝市高柳 | 上 | 70 | 56 | ○ | 48 | ○ |
| 4 | 藤枝市高洲 | 下 | 70 | 56 | ○ | 52 | ○ |
| 5 | 島田市阪本 | 下 | 70 | 58 | ○ | 51 | ○ |
| 6 | 掛川市長谷 | 下 | 70 | 54 | ○ | 57 | ○ |
| 7 | 磐田市前野 | 下 | 70 | 66 | ○ | 55 | ○ |
| 8 | 浜松市南区鶴見町 | 下 | 70 | 56 | ○ | — | — |
| 9 | 浜松市西区舞阪町 | 上 | 70 | 59 | ○ | — | — |

(注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値 (L_{Smax} 、単位デシベル(dB)) である。